

- ① 申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書・定款・寄附行為（いずれか一つ）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ② 申請土地の登記事項証明書（登記官発行の全部事項証明書に限る。）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ③ 申請地の地番を表示する図面（法務局地図）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ④ 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面（位置図等）（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ⑤ 事業計画書（県及び玉名市の様式例）【県通知令和4年6月24日】
- ⑥ 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（土地利用計画図）（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。事業に関連する設計書等の既存の書類の写しの活用も可能）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ⑦ 排水計画図（雨水、汚水、生活雑排水に分けて記載）【県通知令和4年6月24日】
- ⑧ 事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（申請者のものに限る。））【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ⑨ 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ⑩ 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
- ⑪ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】
土地改良区の地区外の場合は地区外証明書、土地改良区との権利義務の決済等を行った場

合には農地転用にかかわる事前協議完了証明書（玉名市運用）

⑫ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】

⑬ 代替地検討表（代替地検討表については、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。）【県通知令和4年6月24日別紙2】

〔代替地の検討（代替地検討表）が必要な場合〕（農地法運用通知・玉名市運用）

○農用地区域内

一時転用は代替地検討が必要（第1種農地の例外許可に該当するものを除く）

○第1種農地：第1種農地で許可が可能な転用のうち次の転用は代替地検討が必要

- ・都市住民農業体験施設・都市等との地域間交流施設
- ・農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
- ・農業従事者の良好な生活環境施設
- ・集落接続施設（住宅、居住者の日常生活・業務上必要な施設）

○第2種農地

- ・第1種農地の例外許可に該当しない転用事業（第1種農地の例外許可の対象は不要）

※第3種農地及び追認許可（既に転用事業実施済み）については代替地検討は不要

⑭ 抵当権者等同意書（申請地に抵当権等の設定又は仮登記が付されている場合）【県資料】

⑮ 使用貸借契約書案（5条許可の使用貸借権設定の場合）【県資料】

⑯ 賃貸借契約書案（転用目的が貸〇〇で転用後に特定の者に貸し付ける場合）【県資料】

⑰ 住民票（申請者が玉名市以外に居住する場合のみ）【玉名市運用】

⑱ その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合）【農地法事務処理要領第4の1の（1）のイ】